

三田市新婚世帯家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯の市内への定住を促進し、活力あるまちづくりの実現を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助するに当たり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）。（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 初年度の申請日現在において、婚姻（再婚を含む。）の届出の日から3年以内の世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 補助を受けようとする新婚世帯の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）いずれかと住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、借上公共賃貸住宅並びに新婚夫婦の3親等以内の親族が所有している住宅及び賃貸住宅を除く。
- (3) 実質家賃負担額 契約書に記載された賃貸借料から、共益費、駐車場使用料等直接的に住宅の賃貸借料と認められないもの及び事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関するすべての手当等の月額を除いた額とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯のうち、次の各号に定める要件をすべて満たす世帯とする。

- (1) 初年度の申請日において、新婚夫婦のいずれもが満40歳以下であること。
- (2) 三田市内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結していること。
- (3) 新婚世帯全員が、市内へ転入と同時に、補助に係る住宅に居住していること。
- (4) 婚姻の届出をする前に転入した場合は、新婚夫婦それぞれの転入日のうちいずれか遅い方から1月以内に婚姻の届出をした世帯であること。
- (5) 公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員（三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条に規定する暴力団員をいう。）がいないこと。
- (8) 新婚夫婦のいずれもが、この要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (9) 新婚世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新婚世帯が市内に転入する日（新婚世帯の夫婦が別日に転入する場合はいずれか早い日とする。）以後から6月以内又は転入した翌年度の4月最終開庁日のいずれか早い日までに三田市新婚世帯家賃補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 新婚世帯全員の住民票の写し（本籍、世帯主及び続柄を記載しているもの）

- (2) 戸籍謄本の写し等婚姻の届出の日と婚姻関係が確認できる書類
- (3) 住宅賃貸借契約書の写し
- (4) 三田市新婚世帯家賃補助金口座振替申出書
- (5) 新婚世帯全員分の戸籍の附票又は新婚世帯全員分の住民票の除票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、速やかに交付又は不交付を決定し、その旨を三田市新婚世帯家賃補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の月額、実質家賃負担額の3割とし、百円未満を切り捨てた額とする。ただし、12,000円を上限とする。

(補助金の交付等)

第7条 交付の決定を受けた者（以下「受給権者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、三田市新婚世帯家賃補助金交付請求書に家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明する書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 前項の請求は、原則として年2回とし、4月から9月までの家賃に係る補助金については、10月に、10月から翌年の3月までの家賃に係る補助金については翌年の4月に行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

3 交付期間は、初年度の交付決定の日の属する月から補助金を交付すべき事由が消滅した日の属する月の前月までとする。ただし、36月を限度とする。

4 交付月は、4月から9月までの家賃に係る補助金については11月末までに、10月から翌年の3月までの家賃に係る補助金については5月末までに、口座振込みの方法により交付する。ただし、次条の規定に該当した場合又は市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

(継続申請)

第8条 最初に補助金の交付決定を受けた月の属する年度の翌年度以降も引き続き補助金の交付を受けようとする世帯は、三田市新婚世帯家賃補助金継続交付申請書に次の各号に掲げる継続交付の審査に必要な書類を毎年7月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 新婚夫婦の住民票の写し
- (2) 家賃の領収書又は金融機関振込明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、速やかに交付又は不交付を決定し、その旨を三田市新婚世帯家賃補助金継続決定通知書により申請者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第9条 交付を受けている世帯に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該世帯は補助金の交付を受ける資格を喪失する。

- (1) 新婚夫婦が離婚したとき。
- (2) 新婚夫婦が別居したとき。

- (3) 新婚夫婦のいずれか又は双方が死亡したとき。
- (4) 新婚夫婦のいずれか又は双方が市外へ転出したとき。
- (5) 新婚夫婦のいずれか又は双方が民間賃貸住宅以外に住んだとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(書類提出の義務)

第10条 受給権者は、前条各号に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を三田市新婚世帯家賃補助金受給資格喪失届に当該喪失内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 受給権者は、この要綱に定める提出書類の記載内容に変更があったときは、その旨を速やかに三田市新婚世帯家賃補助金受給資格変更届に当該変更内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、世帯の現状等について受給権者に報告を求めることができる。

(決定の変更)

第11条 市長は、前条に規定する届出その他受給権者の現状の変更等により第5条の決定を変更する必要があるときは、直ちに当該決定を変更し、その内容を三田市新婚世帯家賃補助金受給資格変更通知書により受給権者に通知するものとする。

(決定の取消及び補助金の返還)

第12条 市長は、受給権者が次のいずれかの事由に該当するときは、決定内容の一部又は全部を取り消し、若しくは交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その内容を三田市新婚世帯家賃補助金受給資格取消通知書により受給権者に通知するものとする。

(手続きの省略)

第13条 規則第18条の規定に基づき、規則第11条(実績報告)及び同第13条(補助金等の額の確定)に規定する手続きは省略する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に第3条第2号の規定による賃貸借契約を締結し、市内へ転入と同時に補助に係る住宅に居住している者で同日以後に補助金の申請をした者又はこの要綱の施行日前

に補助金の交付を受けている者で同日以降に継続の補助金の申請をする者の第6条の規定による当該補助金の額の上限については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に第3条第2号による賃貸借契約を締結し、市内へ転入と同時に補助に係る住宅に居住している者で同日以後に補助金の申請をした者の第4条の規定は、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に第3条第2号による賃貸借契約を締結し、市内へ転入と同時に補助に係る住宅に居住している者で同日以後に補助金の申請をした者の第4条の規定は、なお従前の例による。